

ひとり親家庭への支援

問い合わせ

こども課 ☎0984-23-1278

児童扶養手当

母、父又は父母にかわって児童を養育している養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している人）に手当を支給する制度です。

受給の要件があります。ご確認の上、申請してください。

※児童（18歳到達後の最初の3月31日まで、障がいがある場合20歳未満）



要 申請 審査 有

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親、寡婦の方が経済的な自立や児童の就学・就労などで資金の貸付が必要となったとき、母子・父子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じます。

※相談等で来所の際は必ず事前にご連絡ください。

ひとり親世帯つなぎ資金

ひとり親家庭、寡婦の方が緊急にお金が必要になったときの臨時的な貸付制度です。

【対象】

小林市ひとり親福祉協議会に6ヵ月以上加入している方

【貸付限度額】

1世帯につき 1回 50,000円（無利子）

【償還期限】

貸付の日から6ヵ月以内かつ年度内

【償還方法】

月賦又は一括払い



【ひとり親家庭への支援について】

こども課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦の経済上の問題、児童の就学、就職の問題、家庭紛争そのほかの身の上相談に応じ、自立に必要なアドバイスや支援を行っています。

お気軽にこども課へご相談ください。

※ひとり親家庭支援については、市ホームページにも記載しています。



ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の健康保険が適用された医療費の一部を助成します。なお、所得制限があり、児童が18歳に達した後は扶養状況の確認が必要になります。

【対象】

- ・20歳未満の児童を扶養している父または母
- ・ひとり親の扶養を受けている児童（18歳到達後の最初の3月31日まで）
- ・父母のいない児童

【助成内容】

入院・通院に係る医療費の一部
（1人あたり月額1,000円を超える分）



要 申請 審査 有

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が就労につなげる能力開発のため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を給付します。

要 事前相談 要 申請 審査 有

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために養成機関において6か月以上修業する場合に、経済的な支援をします。

【給付額】

修業開始から終了までの期間月額

- ・前年度住民税非課税世帯の方
…月額10万円(最終12ヶ月は14万円)
- ・前年度住民税課税世帯の方
…月額7万500円(最終12ヶ月は11万500円)

要 事前相談 要 申請 審査 有

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭、寡婦の方が資格取得のための修業や、病気等日常生活を営む上で一時的に支援が必要な場合などに、「家庭生活支援員」を派遣し、「生活支援」や「保育サービス」を受けることができます。

要 申請 審査 有